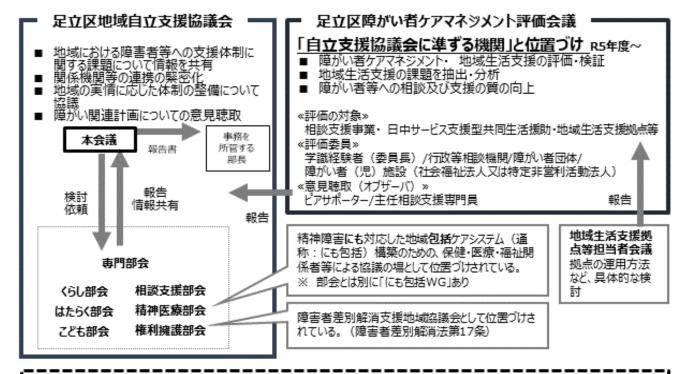
法的な位置づけ(障害者総合支援法第89条の3)

- ・地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、 関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務 に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- ・協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に 関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る とともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

役割 2

- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における障害者等への支援体制等に関する課題(以下、地域課題という)の抽出、把握や共有
- ・地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ・地域における関係機関の連携強化
- ・社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に 応じた助言等
- ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との 連携等

3 現在の足立区地域自立支援協議会の構成 2023 (令和5) 年度から



区内事業所ネットワーク

"サービス種別や障がい種別ごとの関係機関の情報共有・質の向上の場"

- 障がい者相互支援ネットワーク会(Aふらんき) ◆ 就労支援ネットワーク ◆ 障がい福祉施設ネットワーク
- 高次脳機能障がいネットワーク
- グループホームネットワーク会議
- 相談支援事業所ネットワーク

- こども発達支援事業所ネットワーク

- ◆ 精神保健福祉情報ネットワーク連絡会